令和８年 第２回臨時会

西 川 町 議 会 会 議 録

令和８年　２月２７日　開会
令和８年　２月２７日　閉会

西　川　町　議　会

令和８年西川町議会第２回臨時会会議録目次

○議事日程 …… 1
○出席議員 …… 2
○説明のため出席した者 …… 2
○事務局職員出席者 …… 2
○開会の宣告 …… 3
○開議の宣告 …… 3
○議席の一部変更 …… 3
○議席の指定 …… 3
○自己紹介 …… 4
○会議録署名議員の指名 …… 4
○会期の決定 …… 4
○町長あいさつ …… 4
○常任委員会委員の選任 …… 5
○議案の上程 …… 5
○提案理由の説明 …… 6
○議案の審議・採決 …… 7
○ハラスメント疑惑調査特別委員会報告 …… １０
○閉議・閉会の宣告 …… ２８
○署名議員 …… ２９

令和８年西川町議会第２回臨時会

議　事　日　程（第１号）

令和８年２月２７日（金）午前９時３０分開会・開議

日程第　１　議席の一部変更について

日程第　２　議席の指定について

日程第　３　自己紹介

日程第　４　会議録署名議員の指名

日程第　５　会期の決定

日程第　６　町長あいさつ

日程第　７　常任委員会委員の選任について

日程第　８　議案の上程

承認第　１号　令和７年度西川町一般会計補正予算（第６号）の専決処分の承認について

承認第　２号　令和７年度西川町一般会計補正予算（第７号）の専決処分の承認について

日程第　９　提案理由の説明

日程第１０　議案の審議・採決

承認第　１号　令和７年度西川町一般会計補正予算（第６号）の専決処分の承認について

承認第　２号　令和７年度西川町一般会計会計補正予算（第７号）の専決処分の承認について

日程第１１　ハラスメント疑惑調査特別委員会報告について

出席議員（８名）

１番	佐　藤　　大　議員	２番	飯　野　幹　夫　議員
４番	荒　木　俊　夫　議員	５番	佐　藤　　仁　議員
６番	佐　藤　光　康　議員	７番	大　泉　奈　美　議員
８番	佐　藤　耕　二　議員	１０番	菅　野　邦比克　議員

説明のため出席した者

町　　長	菅　野　大　志　君	副　町　長	内　藤　翔　吾　君
教　育　長	前　田　雅　孝　君	総　務　課　長	荒　木　真　也　君
企画財政課長 兼 つなぐ課長	松　田　淳一郎　君	町民税務課長	吉　見　政　俊　君
健康福祉課長	石　川　朋　弘　君	みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡　邊　永　悠　君
かせぐ課長 兼 観光課長	柴　田　知　弘　君	建設水道課長	大　泉　　健　君
会　計　室　長	松　田　一　弘　君	病院事務長	土　田　里　香　君
まなぶ課長	設　楽　友　弘　君		
監　査　委　員	古　沢　美代子　君		

事務局職員出席者

議会事務局長	工　藤　　誠　君	専　門　員 兼 議事係長	飯　野　　勇　君

〔開会時刻　午前　９時３０分〕

◎開会の宣告

○菅野議長　おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和８年西川町議会第２回臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○菅野議長　ただちに、本日の会議を開きます。

◎議席の一部変更

○菅野議長　日程第１、議席の一部変更を行います。

２月８日に執行された西川町議会議員補欠選挙において、新たに当選されました黒田啓議員の議席に関連し、会議規則第３条第３項の規定により議席の一部を変更します。

佐藤大議員の議席を３番、飯野幹夫議員の議席を４番に、荒木俊夫議員の議席を５番に、佐藤仁議員の議席を６番に、佐藤光康議員の議席を７番に、大泉奈美議員の議席を８番に、佐藤耕二議員の議席を９番にそれぞれ変更します。佐藤大議員、飯野幹夫議員、荒木俊夫議員、佐藤仁議員、佐藤光康議員、大泉奈美議員、佐藤耕二議員、ただ今指定したとおり移動願います。

◎議席の指定

○菅野議長　日程第２、黒田啓議員の議席の指定を行います。

会議規則第３条第２項に規定により、黒田啓議員の議席を２番に指定します。黒田啓議員ただ今指定したとおり移動願います。

◎自己紹介

○菅野議長　日程第3、黒田啓議員から自己紹介を願います。

自席でお願いします。

○黒田啓議員　皆さんおはようございます。この度２月の町議会補欠選挙にて、当選をさせていただきました黒田でございます。皆さまのご指導をいただきながら西川町町議会議員の一員として職務を全うしていく所存でございますので、これからもよろしくお願い申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○菅野議長　日程第4、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、2番 黒田啓議員、3番 佐藤大議員を指名します。

◎会期の決定

○菅野議長　日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日１日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日１日限りと決定しました。

◎町長のあいさつ

○菅野議長　日程第6、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

菅野町長。

〔菅野大志町長　登壇〕

○菅野町長　本日、令和８年第２回臨時会を招集いたしましたところ全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日はハラスメント疑惑調査委員会の報告のため議長から請求がございましたので、あわせて衆議院議員選挙及び西川町議会補欠選挙に係る補正予算の専決処分など、急を要する事案が生じましたので本臨時会を招集いたしましたところでございます。よろしくご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日ハラスメント疑惑調査の委員の皆さまに関しましては 10 ヶ月にも及ぶ調査を、時間を割いていただきまして誠にありがとうございました。ご可決いただきましたらその報告書をしっかり精査させていただきまして、私自身が反省すると共にハラスメントの起きない職場づくりに向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上申し上げ臨時会のごあいさつとさせていただきます。

○菅野議長　以上で町長のあいさつは終わりました。

◎常任委員会委員の選任

○菅野議長　日程第７、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については委員会条例第６条第４項の規定により議長が会議に諮って指名することになっています。お諮りします。欠員が生じている総務厚生常任委員会委員、及び広報公聴常任委員会委員に黒田啓議員を指名したいと思いますがこれにご意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　異議なしと認めます。よってただ今の指名のとおり選任することに決定しました。

ここで念のため申し上げます。ただ今選任されました常任委員会委員の任期は本日からとなります。

◎議案の上程

○菅野議長　日程第８、議案の上程を行います。

承認第１号　令和７年度西川町一般会計補正予算（第６号）の専決処分の承認について

承認第２号　令和７年度西川町一般会計補正予算（第７号）の専決処分の承認について

以上２議案を一括上程します。

◎提案理由の説明

○菅野議長　日程第9、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

○菅野町長　ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

承認第１号は令和７年度西川町一般会計補正予算(第６号)の専決処分の承認についてでございます。令和７年度西川町一般会計補正予算(第６号)については、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、令和８年１月15日付で専決処分をしたものでございます。同条第３項の規定によりその承認を求めるため提案するものでございます。今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,057万９千円を追加し、予算総額を94億3,286万５千円とするものでございます。補正の内容は町議会議員の欠員が生じたことに伴い執行する町議会議員補欠選挙に要する経費を追加するものでございます。歳出は第２款総務費に計上しこれに要する財源につきましては第10款地方交付税を充てるものでございます。

承認第２号は令和７年度西川町一般会計補正予算(第７号)の専決処分の承認についてでございます。令和７年度西川町一般会計補正予算(第７号)は、地方自治法第179条第１項の規定により、令和８年１月23日付けで専決処分したものでございます。同条３項の規定により承認を求めるため提案するものでございます。今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,916万２千円を追加し、予算総額を95億1,202万７千円とするものでございます。補正の内容は令和８年１月23日に衆議院が解散されたことに伴い、総選挙執行に必要となる各種経費を計上すると共に、今冬の豪雪に対する町道除雪費に係る経費の追加でございます。歳出は第２款総務費及び第８款土木費に計上し、これに要する財源につきましては第10款地方交付税､及び第15款県支出金を充てるものでございます。

以上ご説明申し上げましたが詳細につきましては担当課長にご説明させていただきますのでよろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議案の審議・採決

○菅野議長　日程第10、議案の審議・採決を行います。

承認第1号、令和7年度西川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。松田企画財政課長兼つなぐ課長。

〔松田企画財政課長兼つなぐ課長　登壇〕

○松田企画財政課長兼つなぐ課長　承認第1号、令和7年度西川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認につきまして補足説明を申し上げます。この専決処分につきましては町議会議員に欠員が生じ、その欠員数が公職選挙法に基づく補欠選挙執行の要件に達し、同法第113条の規定により町議会議員補欠選挙を執行する必要が生じたことから、令和8年1月15日付で一般会計補正予算(第6号)について専決処分を行い所要の経費予算を措置したものであります。

予算の内容につきまして説明申し上げます。お手元の議案書、予算書令和7年度一般会計補正予算(第6号)をご覧願います。予算書の1ページでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,057万9千円を追加し、予算総額を94億3,286万5千円としたものであります。

はじめに歳出についてご説明申し上げます。予算書の7ページ、3、歳出をご覧ください。第2款4項4目西川町議会議員補欠選挙につきましては、令和8年2月3日告示2月8日投開票となる町議会議員補欠選挙の執行に要する経費として1,057万9千円を追加したものであります。

次に歳入についてご説明申し上げます。予算書の6ページ、2、歳入をご覧ください。歳入につきましては第10款地方交付税1,057万9千円を追加したものであります。以上のとおりでありますのでよろしくご審議のうえご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第1号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○菅野議長　承認第２号、令和７年度西川町一般会計補正予算(第７号)の専決処分の承認についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。松田企画財政課長兼つなぐ課長。

〔松田企画財政課長兼つなぐ課長　登壇〕

○松田企画財政課長兼つなぐ課長　承認第２号、令和７年度西川町一般会計補正予算(第７号)の専決処分の承認につきまして補足説明を申し上げます。

この専決処分につきましては､令和８年１月 23 日に衆議院が解散されたことに伴い総選挙の執行経費が必要になったこと、並びに今冬の豪雪の対応により町道除雪経費に不足が生じたことから､令和８年１月 23 日付けで一般会計補正予算(第７号)について専決処分を行い、所要の経費予算を措置したものであります。

予算の内容につきまして説明申し上げます。お手元の議案書、予算書令和７年度一般会計補正予算(第７号)をご覧ください。予算書の１ページでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,916 万２千円を追加し予算総額を 95 億 1,202 万７千円としたものであります。

はじめに歳入についてご説明申し上げます｡予算書の７ページ､3､歳出をご覧ください。第２款４項５目衆議院議員選挙費につきましては令和８年１月 27 日公示、２月８日投開票となる衆議院議員総選挙の執行に要する経費として、916 万２千円を追加したものであります。８ページになりますが第８款１項２目除雪費につきましては、12 月から１月にかけての豪雪により町道除雪委託について既決予算内での対応が困難となったことから７千万円を追加したものであります。

次に歳入についてご説明申し上げます。予算書６ページ、2、歳入をご覧いただきたいと思います。歳入につきましては第 10 款地方交付税 7,032 万３千円、並びに第 15 款県支出金 883 万９千円をそれぞれ追加したものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議のうえご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○菅野議長　6番、佐藤仁議員。

○6番（佐藤仁議員）　確認ですけども、8款の土木費で除雪費7千万ですけども、今の現状ですけども足りてるのか、今後また足りない予想が出て来るのかどうか、俗にいう3月だといつでも彼岸荒れとか雪がドカッと降るようなアレもありますけれども今の現状、予測、分かればお願いします。

○菅野議長　答弁は大泉建設水道課長。

○大泉建設水道課長　ただ今の佐藤仁議員の質問に対してお答え申し上げたいと思います。まず現状でございます。今回7千万円の補正としまして、2月現在での予算の残高の見込みですけども約1,600万円ほどでございます。但し春季除雪も含めてなので春季除雪がだいたい300万と予想すれば、1,300万円ちょうどの実質的な残額となっております。だいたい早朝の除雪の場合で町全体で除雪しなければならないと、約300万から350万くらいの1日当たりの支出になります。これはあくまで町全体ですね。それで今後の見込みということでございますけども、仙台管区気象台の方から向こう1ケ月間の予報ということで、東北地方日本海側の降雪量につきましては、向こう1ケ月間平年並か少ないという見込みでございます。こちら3月につきましては過去5年間でも最大でありましたのが令和3年でこちら600万台の見込み支出になっておりますので、平均にしても約300万ですので管区気象台の予報から見れば充分なところで足りるということでしているということです。

○菅野議長　6番、佐藤仁議員。

○6番（佐藤仁議員）　ありがとうございます。

ちょっと余談ですけれども、うちでちょっと飲み物を毎週1回運んでもらっている業者がいます。たまたま1月に来て雪の降る日だったんですけども「雪の日どうもご苦労様」と言ったら「いや西川町は除雪がきちんとしてるので助かります」というような言葉をいただきました。それだけ一生懸命やってもらっているので予算面でこう、ちょっとね、なったということ無いように、ひとつまた業者の方にもそういう旨をことあるごとに御礼の言葉をかけていただければなというふうに思いますのでよろしくお願いします。答弁はけっこうです。

○菅野議長　その他質疑ございませんか。

本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第２号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○菅野議長　ここで休憩します。

再開は10時10分とします。

休　憩　午前　９時５３分

再　開　午前１０時１０分

○菅野議長　休憩を閉じ、会議を再開します。

日程第11、ハラスメント疑惑調査特別委員会報告についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

ハラスメント疑惑調査特別委員会　委員長　佐藤耕二議員。

〔ハラスメント疑惑調査特別委員会　委員長　佐藤耕二議員　登壇〕

○佐藤耕二委員長　ハラスメント疑惑調査特別委員会調査報告を申し上げます。お手元の報告書の３ページをお開きください。

１、調査に至るまでの経緯概要、調査の趣旨。

ハラスメント防止に関する社会的要請に応えるため、町は令和６年３月31日、西川町職員のハラスメント防止に関する要綱を策定した。令和６年度、西川町議会は、町職員の一部が早期退職しはじめていることを認識した。これまでに生じたことのない事象であったため、西川町議会は問題視しはじめた。佐藤光康議員は、町職員及び元職員などから、町長のパワーハラスメントについて相談をうけた。令和７年３月５日に開催された西川町議会定例会において、佐藤光康議員は、菅野大志町長がパワーハラスメント行為をしたのではないかという旨の一般質問をした。かかる一般質問を含む議会における議論状況を記録した動画は本来公開されるべきであるところ、菅野大志町長が西川町役場の職員に対して非公開の指示を下したため、動画が一時非公開となった。非公開にした理由について、菅野大志町長は、議長から非公開にするよう指示をうけたと説明したが、菅野大志町長が一般質問を世間に知らせないよう隠したのではないかと疑われた。

令和7年4月1日、その前日に退職した西川町役場の元職員が、山形地方法務局に人権救済を申し立てた。申立ての内容は、報道によれば、退職の意向を町に伝えていた同人に対し、菅野大志町長が「後任者が決まるまで事業を遂行することを誓う」旨の誓約書への署名を求めたところ、同人が署名を拒否したことから、菅野大志町長から上着の一部をつかまれて町長室に連れ込まれるなどのパワーハラスメント行為をされたというものである。令和7年4月2日、菅野大志町長は記者会見を開き、事実関係を概ね認め、陳謝をした。連の事態の事実を究明するべく、地方自治法第100条に基づく強い調査権限により、行政事務の適正性及び、透明性の確保を目的として、令和7年4月25日、本委員会が設置されることとなった。

2、調査特別委員会の設置。

設置決議。ハラスメント疑惑調査特別委員会の設置に関する決議。令和7年4月25日、令和7年第2回臨時会において全会一致で可決。（2）委員会名称及び構成。ア、名称、ハラスメント疑惑調査特別委員会。イ、定数、8人。ウ、委員長、佐藤耕二。エ、副委員長、大泉奈美。オ、委員、古澤俊一、佐藤光康、佐藤仁、荒木俊夫、飯野幹夫、佐藤大。（3）調査事項。①町長及び職員のハラスメント疑惑に関する事項、②町長及び職員の不当要求疑惑に関する事項。（4）調査権限。地方自治法第100条第1項及び第98条第1項の権限をハラスメント疑惑調査特別委員会に委任する。（5）調査期限。令和7年4月25日から調査が終了するまで。なお、閉会中も調査を行うことができる。

3、委員会の開催状況。

第1回令和7年4月25日から、7ページをお開き下さい。第23回令和8年2月12日までの合計23回、総時間数にすると90数時間委員会を開催しました。

4、証人の出頭等。

標記のとおり4日間にわたりまして16人に証人尋問を行いました。8ページをお開き下さい。

5、記録の提出。提出を求めた日。提出を求めた記録。提出状況。

令和7年10月27日（月）。診断書。令和7年10月27日（月）。

令和7年10月27日（月）。（1）令和4年度農業機械施設整備支援事業にかかる交付申請書の写し。（2）令和4年度農業機械施設整備支援事業にかかる交付決定通知書の写し。（3）令和5年度農業機械施設整備支援事業にかかる交付申請書の写し。（4）令和5年度

農業機械施設整備支援事業にかかる交付決定通知書の写し。令和7年10月29日（水）。

令和7年12月16日（火）。（１）菅野大志町長がした証言を裏付ける音声データを録音した録音媒体。1、Ｊ証人に対する苦情を録音した媒体。2、佐藤光康証人から送られてきたとする菅野大志町長へ批判的な議員のやりとりを録音した媒体。媒体、USBメモリ、CD-R、その他適宜媒体。（２）同録音の反訳文。（３）同録音の録音年月日、録音場所、立証趣旨を記載した説明書。令和7年12月25日（木）。

令和7年12月22日（月）。（１）令和4年度社会人枠職員採用に関する書類の写し（採用要綱、募集人数・応募人数・採用決定人数・採用までの経過がわかる資料）。令和8年1月13日（火）。

令和8年1月26日（月）。（１）元地域おこし協力隊のＰについて、俳句大会に関する情報漏洩があったとすることに事実を証する書類の写し。令和8年2月2日（月）。

6、委員派遣。なし。

7、調査の内容及び委員会としての判断。

（１）証人Ｂに対する身体的攻撃等について。

ア、認定事実。

証人Ｂは、メタウォーター株式会社と西川町が事業連携協定を締結する案件を担当していた。かかる案件について、証人Ｂが報告書を作成し、菅野大志町長の決裁を仰いだところ、報告書の内容に不満を抱いた菅野大志町長が証人Ｂを叱責する、机をたたいて不満の意を表現する、といったことがあった。証人Ｂは、令和6年9月、退職の意向を示した。令和6年12月10日、菅野大志町長は、メタウォーター株式会社と西川町が共同して行うＤＡＯ共創事業という案件も担当していた証人Ｂが、かかる案件を完遂させるため、「私は、本事業の後継者決まるまで本事業を責任もって遂行することを誓い、約します（誤記と思われるが原文どおり）」と記載された手書きの誓約書を作成した。次いで、同日午後4時ごろ、菅野大志町長はこの誓約書を証人Ｂに見せ、この誓約書への署名を求めた。また、このとき、菅野大志町長は証人Ｂに対し、この誓約書に署名するまで町長室を出てはいけないと指示した。証人Ｂは、この誓約書を読んで署名すべきではないと考えた。しかしながら、証人Ｂは、この誓約書に署名するまで町長室を出てはいけないと指示されたため、この指示を守って町長室に居残り続けた。証人Ｂは、深く悩み町長室に残り続けていた。同日午後10時ごろ、見回りに来た町職員に促され、証人Ｂは帰宅した。令和6年12月11

日、証人Ｂはこの誓約書に署名しないと決意して出勤した。開庁時間となる午前 8 時 30 分ごろ、証人Ｂは、西川町役場総務課前にいた菅野大志町長に、この誓約書に署名しないと伝えた。菅野大志町長は、他の複数の職員が見ている前でその左手を証人Ｂが着用していた上着の一部に手をかけ、腕力を使い、また、自身の重心を町長室の方向に移動させて証人Ｂを町長室に引き込んだ。町長室内には菅野大志町長と証人Ｂの二人のみが在室したところで、菅野大志町長は証人Ｂに話をした。話の内容は録音などされていないものの、菅野大志町長が証人Ｂを叱責したものと推測できる。証人Ｂは、この出来事によって心理的負荷がかかり、心療内科に通院した。

イ、本委員会の判断。

令和 6 年 12 月 11 日当時、証人Ｂは町職員であったことから、菅野大志町長は証人Ｂに対し、優越的な地位にあったといえる。菅野大志町長が証人Ｂの衣類をつかみ、西川町役場内に所在する町長室に引き込んだ行為は身体的な攻撃にあたるものであり、菅野大志町長の業務上必要な行為とはいえない。かかる行為は、治療を要さない程度の暴行による身体的攻撃と評価できる。また、かかる行為の前日、菅野大志町長が手書きして作成した誓約書への署名を強く求められ、深夜にわたるまで長時間悩んだ上で誓約書への署名を拒否した証人Ｂの疲弊した心理状況、及び、身体的攻撃の後に叱責したと推測できることをあわせ考えれば、かかる行為が証人Ｂにもたらした心理的負荷の程度は相当程度大きいということができ、職場環境を害した程度も相当程度大きいということができる。そのため、かかる行為は証人Ｂに対するパワーハラスメントに該当する。

（1） 各種ミーティングと称した個別面談について。

ア、認定事実。

（ア）概要。菅野大志町長は、西川町に勤務する各課長のうち、西川町役場本庁舎との間の物理的距離が離れている場所に勤務する課長 4 名（以下、「庁舎外課長」と表記する。）に対し、各種ミーティングと称した個別面談を反復継続して行った。菅野大志町長は、庁舎外課長との意思疎通を密にとる目的をもち、各種ミーティングと称した個別面談を行っていた。(イ）ランチミーティングについて。ランチミーティングとは、昼食時間帯に菅野大志町長と庁舎外課長と昼食をともにし、その際に個別面談を行うものである。庁舎外課長のうち１名によれば､週１回輪番で実施されていた｡(ウ)サウナミーティングについて。サウナミーティングとは、サウナに入浴する習慣をもつ菅野大志町長が、庁舎外課長の勤

務時間外に、庁舎外課長とともに、西川町内に所在するサウナに入浴し、その際に個別面談を行うものである。庁舎外課長のうち１名はサウナミーティングをしたことはなかった。その他の庁舎外課長によれば、サウナミーティングはそれぞれ 10 回以上実施された。庁舎外課長のうち１名は、サウナミーティングをすることについて苦痛を感じた。他の１名は個別面談の場をもててよかったとの感想を抱いた。（エ）ウォーキングミーティングについて。ウォーキングミーティングとは、庁舎外課長の勤務時間外に、菅野大志町長と庁舎外課長が、ともに西川町内を歩きながら、その際に個別面談を行うものである。庁舎外課長のうち１名はウォーキングミーティングを 3 回実施した。ウォーキングミーティングを行った時間は決まっていないが、菅野大志町長の記憶によれば遅い時間は午後 10 時ないし午後 11 時にまで及んでおり、庁舎外課長のうち１名の記憶によれば午前 0 時 30 分ごろまで及んでいたという。庁舎外課長のうち１名はウォーキングミーティングをすることについて苦痛を感じており、他の１名は個別面談の場をもててよかったとの感想を抱いた。

イ、本委員会の判断。菅野大志町長は、町職員である庁舎外課長に対し、優越的な地位にあるといえる。菅野大志町長が、庁舎外課長と個別面談をすべき業務上の必要性があることは理解できるものの、庁舎外課長の勤務時間外に、特にウォーキングミーティングについては早くとも午後 10 時以降という深夜に実施されていたので、相当な範囲を超えたものと言わざるをえない。この点、庁舎外課長が真に同意していれば、異なる考慮をすべき可能性があるといえる。そして、菅野大志町長は、庁舎外課長のうちサウナを苦手とする課長とのサウナミーティングを実施しておらず、また、各種ミーティングと称した個別面談を拒否された場合、菅野大志町長は強制的にこれらを実施していないこと、庁舎外課長のうち１名から好意的な評価を含む感想を述べられている点は同意を推測させうる事情と言える。しかしながら、庁舎外課長全員から、各種ミーティングと称した個別面談の全てについて確認をとったとはいえず、庁舎外課長のうち数名は各種ミーティングと称した個別面談の一部について苦痛を感じていたことからすれば、各種ミーティングについて庁舎外課長全員の同意はなく、相当な範囲を超えていたことにかわりはない。各種ミーティングと称した個別面談のうち一部について、庁舎外課長のうち 2 名は、苦痛を感じており退職の理由の一部につながったとも考えられることからもすれば、庁舎外課長のうち数名の職場環境を害しているといえる。よって、かかる行為はパワーハラスメントに該当する。

（３）証人Ａへの各要求について。

ア、認定事実。菅野大志町長は、証人Ａの誠実な人柄を評価しており、証人Ａを昇進させようと考えていた。しかしながら、証人Ａは家庭に時間を割きたいと考えていたことから、昇進を希望していなかった。その後、菅野大志町長は、証人Ａを課長会議に出席させた。証人Ａは、課長会議に出席する役職ではなかったが、菅野大志町長は、詳細な説明ができると考えて、証人Ａを課長会議に出席させた。そして、証人Ａが課長会議において、本来課長が説明すべき事項について説明をした。証人Ａは、自身の本来的業務を超えた業務を担わされることとなった。また、菅野大志町長は、ワークライフバランスの観点から、町職員の残業時間を減らそうと考えていた。そして、菅野大志町長は、証人Ａに対し、残業時間に関する各課との調整を図るよう指示した。この種の職務は本来的には総務課長の仕事であるが、総務課長ではない証人Ａに直接指示がされた。指示の内容には具体的な数字が含まれていた。証人Ａは各課との調整をはじめた。具体的な数字を聞いた町職員は残業時間の上限について月 10 時間という数値目標があると理解し、町職員の残業時間を数値目標内に抑えなければならない（また、数値目標を超える残業をした場合サービス残業にせねばならない）と理解した。そのため、証人Ａは、菅野大志町長からの指示と町職員からの突き上げとの間で板挟みとなり、本来的な業務とは異なる業務によって、精神的な負担を感じていた。証人Ａは西川町の町外に居住しており、自動車通勤をしていた。菅野大志町長の居住地も同じだった。証人Ａは菅野大志町長を自車に乗せて通勤することがあった。通勤時の車中において、菅野大志町長は証人Ａに話をした。話の内容は、主に証人Ａの仕事の話であり、細かいところまで指示をされた。証人Ａは話を覚えきれず、録音を取るなどしていた。そのうち、証人Ａは菅野大志町長とともに通勤することに精神的な苦痛を感じたため、口実をつけて同乗を断るようになった。令和 6 年 6 月ごろ、証人Ａは、心療内科の医師からうつ状態と診断された。証人Ａは家族と相談し、令和 7 年 3 月をもって退職することとした。退職後、証人Ａは、現在も通院を続けている。

イ、本委員会の判断。菅野大志町長は、当時町職員であった証人Ａに対し、優越的な地位にあるといえる。証人Ａは、課長会議における説明、残業時間の調整など、証人Ａの役職からみて本来的業務ではない業務を担い続けていた。更に、菅野大志町長は、通勤中に証人Ａに指示を出し続けていた。これらの各行為は過大な要求と評価でき、必要かつ相当な範囲を超えたものと評価できる。証人Ａは菅野大志町長から受けたこれらの行為により深く悩み、具体的に自死まで考えるようになったが、妻に強く止められた。証人Ａは、心

療内科に通い、うつ状態に罹患し、退職し、現在も治療を続けているため、証人Ａの職場環境を害していることは明らかである。よって、かかる行為はパワーハラスメントに該当する。

（４）西川町役場駐車場において職員集会を開催し証人Ｄに説明をさせた行為。

ア、認定事実。令和４年ごろ、西川町外から西川町に移住した者がいた。近隣住民とのトラブルがあったため、この者は西川町から転出した。菅野大志町長は、町内の人口が１人増えると地方交付税の金額は50万円ほど増えると認識していた。そのころに前記移住者が転出した出来事をうけて、多くの町職員に対して町外からの移住者を大切にするよう認識してもらおうと考えた。その方法として、菅野大志町長は、町職員を広い場所に集めて説明をしようと考えた。そして、菅野大志町長は、部下に指示をして、西川町役場駐車場に町職員を集めて職員集会を開催した。参加した町職員は七十数名に及んだ。職員集会において、菅野大志町長は、証人Ｄに、町外に人口流出した理由について説明を求めた。証人Ｄは事の顛末を説明し、町外に人口流出した結果について謝罪をした。その後、菅野大志町長は、二度とこのようなことがないようにと皆に申し向けた。職員集会に参加した町職員の一部は、この職員集会は証人Ｄのつるし上げをするためのものではないかと感じた。

イ、本委員会の判断。菅野大志町長は、町職員である証人Ｄ及び町職員に対し、優越的な地位にあるといえる。菅野大志町長が、町内人口と地方交付税との関係を町職員に理解させたいと考えること自体に問題はない。しかしながら、町職員を七十数名集めて行われた職員集会の場において証人Ｄに説明を求めれば、証人Ｄは七十数名の職員の前で謝罪をさせられ、自尊心を傷つけると容易に想像がつくと考えられる。そのため、かかる行為自体その方法として相当な範囲を超えていると評価できる。この点、菅野大志町長は証人Ｄに謝罪を求めていないと証言するが、菅野大志町長が、内心、証人Ｄに謝罪を求めようとしていたか否かによってかかる行為への評価は揺るがない。かかる行為は、証人Ｄの職場環境を害することはもとより、他の町職員に対して、自身に同じようなことがあれば、同じように職員集会が開催されて多数の職員の前で謝罪せざるを得ない立場に追い込まれるという意識づけをしている。他の町職員の職場環境も害している。よって、かかる行為はパワーハラスメントに該当する。

（５）オープンチャット及び業務用ＬＩＮＥなどの件。

ア、認定事実。オープンチャットを開設される前までは、町民が区長や町内会長を通じ

て町に要望を伝える仕組みをとっていた。菅野大志町長は、町民に対して西川町が有している情報を発信するため、また、町政に対して町民が意見を発信しやすくするためのツールとして、オープンチャットを開設した。かかるオープンチャットが開設された後は町民の要望が町に直接届くようになった。ある時、倒木のため小月山橋に所在する看板が倒れたとの通報があった。通報に対する作業担当者などは決まっていなかった。菅野大志町長は、この事態に対応するため、職員の勤務時間外に、職員に対して、不意打ち的に即時対応を求めた。また、菅野大志町長は、町職員に対し、翌営業日になった後に対応すればよいとの条件をつけないまま、夜間及び土日祝日に、複数の職員に対し、ＬＩＮＥ及びチームズなどを用いて業務上の指示をした。指示を受けた職員の中には、菅野大志町長直々の指示であることから、勤務時間外に対応しなければならないように感じた者もいた。（なお、ハラスメント問題が顕在化した令和７年４月以降、これらの事態は改善されている。）菅野大志町長は、これらの指示を行うにあたり、例えば、水沢温泉館をリニューアルしようとしていたものの、リニューアルオープンの時期が予定よりも遅れそうになったとき強い言葉を使う、チームズやＬＩＮＥに「アホ」という単語を用いて町職員を叱責するなど、職員が傷つくような行き過ぎた単語を用いたことがあった。この点につき、菅野大志町長は、自身の証人尋問の際、反省の言葉を述べている。

イ、本委員会の判断。菅野大志町長は、当時町職員に対し、優越的な地位にあるといえる。菅野大志町長が業務上の指示を出すこと自体は必要であるものの、その指示が職員の勤務時間外になることは不相当と考えられる。また、菅野大志町長が業務上の指示を出すにあたり、「アホ」など、職員が傷つくような単語を用いる必要性は全くない。要急的な対応をとる場合があったとはいえ、夜間及び土日祝日に、不意打ち的に業務上の指示を菅野大志町長直々に出すことにより、町職員は、勤務時間外も勤務をさせられると感じた。そのため、町職員は、休日も待機せねばならないと感じ、町職員の職場環境は害されていた。この点、菅野大志町長は、翌営業日になった後に対応すればよいとの条件をつけたことがあったと弁明しているものの、その徹底がなされていないことから、かかる条件をつけたことをもって職場環境は害されないということはできない。また、「アホ」など、傷つくような単語を用いられた町職員が心理的負荷を感じたと容易に推測できる。よって、かかる行為はパワーハラスメントに該当する。

（６）地域おこし協力隊員に対する退職勧奨の件。

ア、認定事実。地域おこし協力隊として西川町に赴任した者（以下、「Ｐ」と表記する。）がいた。Ｐは、町の活動に奔走し多忙であったため、休日が月に４日しかなかった。Ｐは、任期満了のため、令和６年３月末日をもって地域おこし協力隊を退任する予定であったものの、Ｐは任期満了後も西川町で働き続けたいとの意思を有していた。当委員会が取得したＰと菅野大志町長との間に取り交わされたＬＩＮＥのトーク履歴によれば、令和６年２月10日、菅野大志町長は「面倒くさい案件になっているので、早めに火消しした方が良いと思い、連絡しました。」「できれば対話の機会を頂ければと思います。できないのでしたら、私は、助けることができなくなるので！」「お話すれば、救うことができるかもしれませんので。」「無理であれば」「そのままですので。明日で」などといったメッセージを送信し、令和６年２月11日、西川町役場に来るよう求めた。令和６年２月11日、Ｐは西川町役場に行き、菅野大志町長と話をした。このときに同席した元つなぐ課課長がまとめた菅野大志町長とＰとの論点によれば、菅野大志町長は、Ｐに対し、「月に４日しか休みがないとか、ともて（誤記と思われるが原文どおり）忙しいとＬＩＮＥに書き込んだり、何名かの人たちにお話ししている」「上記のことは役所で働くものとして公言することは守秘義務に反する」などと虚偽の事実を申し向け、さらに、「2月中に退任されることにより議会の質問に対しても同人も町も傷つくことなく対応できる」「3月末まで残るのであれば、これまでＰの忙しい、休みがないという過去の発言に対して、お話した方々に疑惑を払拭する行動を行って欲しい」とＰに申し向けて、同人の退職時期を１ケ月早めるよう強く促した。その後、Ｐは、西川町外に転出した。なお、漏洩の対象となる守秘すべき情報について、菅野大志町長は自身の証人尋問において、「俳句大会の際に収集された個人情報を漏洩した」と弁明しているものの、ＬＩＮＥメッセージ上には、月４日しか休日がないという情報が漏洩の対象となる守秘すべき情報、としか読み取れず、その他、令和６年２月当時、「俳句大会の際に収集された個人情報を漏洩した」という情報が漏洩の対象となる守秘すべき情報であったという文書はなかった。

イ、本委員会の判断。菅野大志町長は、地域おこし協力隊であるＰに対し、優越的な地位にあるといえる。令和６年３月をもって退任する予定であったＰに１ケ月早い退任を求める必要性があったか否かは不明である。また、一般に、地域おこし協力隊の隊員は守秘義務を負っているものの、隊員自身の労働時間にかかる情報を守秘すべきものではないと考えられる。菅野大志町長は、守秘すべきではない情報を第三者に伝えたことを守秘義務

違反と詐称し、Ｐに早期退職を強く促すことは、必要性も相当性もないと考えられる。Ｐは、自身が守秘義務違反という法令上の義務違反をしていると誤解し、精神的負荷を感じた。そして、Ｐは、令和６年４月以降、西川町に勤めることができず、現在、西川町外に居住している。このことはＰの職場環境を害したと評価できる。よって、かかる行為はパワーハラスメントに該当する。

（７）菊祭りの件。

ア、認定事実。西川町においては、毎年秋に菊祭りが開催されている。西川町も、この菊祭り開催への支援を続けていた。従前、この支援を担当する部署は商工観光課であったものの、菊祭りは西川町への誘客ではなく芸術だと思われるため生涯学習課が担当すべきではないか、という菅野大志町長の意向をうけ、生涯学習課が菊祭りへの支援を担当することとなった。生涯学習課の所掌事務が増えることとなるが、生涯学習課の職員数は変わらず、他課からの人的な支援もなかった。当時の生涯学習課長は、それまで行ってきた事務のほか、菊祭りへの支援をすることになり、とてもこなせないほどの業務を担うこととなった。そして、職員数が変わらず、他課からの人的な支援もない中、当時の生涯学習課長はこれらの業務を抱え込み、精神的に疲弊した。しかしながら、生涯学習課の職員数は変わらず、他課からの人的な支援もなかった。精神的に疲弊した当時の生涯学習課長は、菊祭り開催の準備をしていたが、菅野大志町長の意向に沿わない点が二つあった。令和 5 年 11 月ごろ、菅野大志町長は、精神的に疲弊している当時の生涯学習課長を町長室に呼び出し、約２時間にわたりこれらの点について問い詰めた。入室後、約２時間後に町長室を退出した生涯学習課長の顔は青ざめていたという。次の日から、当時の生涯学習課長は出勤できなくなって休暇を取り始めた。当時の生涯学習課長は、精神科病院への通院をはじめた。現在も治療中である。令和７年２月ごろ、同人から退職願が提出されたものの、菅野大志町長は退職を許さなかった。

イ、本委員会の判断。菅野大志町長は、当時町職員に対し、優越的な地位にあるといえる。菊祭りの担当課が移管した理由は、菊祭りの位置づけに関する菅野大志町長の抽象的な思いにとどまり、具体的な理由に基づくものではないと考えられる。そのため、生涯学習課長が過大な負担を負うことになってしまった。そのため、当時の生涯学習課長は精神的な疾患に罹患してしまった。更に、菅野大志町長は、当時の生涯学習課長を約２時間という長時間にわたって叱責し、生涯学習課長に精神的な攻撃をしたといえる。そのため、

当時の生涯学習課長は仕事ができなくなるほどの大きな精神的損害を被った。同人から退職願が提出された後も、菅野大志町長は同人を解放していない。よって、かかる行為はパワーハラスメントに該当する。

（８）後藤議員に対する言動について。

ア、認定事実。西川町議会の本会議が行われているとき、町長も、本会議の様子を撮影することはできず、撮影するためには議長の許可を要する慣例がある。令和 5 年 12 月 10 日、菅野大志町長は、西川町議会の本会議中、後藤町議が目をつぶっている（寝ていない）場面に際し、目をつぶっている後藤町議の顔を自身が使用するスマートフォンを使って撮影した。このとき、菅野議長の許可はなかった。同日、菅野大志町長は、自ら撮影した後藤町議の顔写真を西川町のオープンチャットにアップロードし、「寝てる議員もおられますので、頑張ってほしいですね！」とのメッセージを添えた。同オープンチャットには、1,500 人ほどが参加しており、町民も参加していた。

イ、本委員会の判断。一般に、町長と町議会議員との関係性は上命下達の関係にはなく、前記行為をもって直ちにパワーハラスメントと断ずることはできない。しかしながら、当委員会は、以下の理由により、これらの菅野大志町長の行為を違法行為と判断する。まず、菅野議長の許可を得ずに、みだりに議場内の様子を写真撮影した菅野大志町長の行動はルールに反し順法精神を欠くものであると言わざるを得ない。また、一般に、ＳＮＳ上に、居眠りしていると思われる国会議員を撮影した写真をアップロードして、当該国会議員を非難する投稿が散見されるところ、議会中に寝ている議員の顔写真を公開することは、当該議員の評価を下げる行為と言える。ここで、後藤議員が目をつぶっている場面を撮影した顔写真をアップロードし、さらに、同議員が寝ている不真面目な議員であると誤解させるようなメッセージを添えることは、後藤議員が公人であるとしても、なお、後藤議員の名誉を棄損する行為と言わざるを得ない。菅野大志町長によるこれらの違法行為の結果、後藤議員は議員を辞職した。また、後藤議員は精神疾患に罹患し、現在も通院中であることもあわせ考えれば、その写真とメッセージの投稿先が、町民が参加している同オープンチャットであることは、町民の支持に依って立つ町会議員の名誉を棄損し、その程度は甚だしいといえる。

（９）佐藤光康議員に対する言動について。

ア、認定事実。令和 6 年 6 月 29 日（土）、西川町内に散在する空き家の問題に際し、西

川町議会議員7名及び町職員2名並びに空き家問題に関し西川町と協定を締結していた民間会社の社長と担当者とが、西川町本庁舎に集まり対話会をしていた。同日、菅野大志町長も町長室に在室していた。同日、町長室のドアは開放されていたという。会議の話し声が町長室まで聞こえてきたところ、菅野大志町長の証言によれば、その話し声の内容は目的外の内容だったという。菅野大志町長は、「この会議やめ、なんでこんなことをするんだ」「議会には何回も説明しているだろう。なんでこういうことをいうのだ」などと大きい声で言いつつ、佐藤光康議員の面前に自らの顔を近づけた。佐藤光康議員が「菅野大志町長、パワハラですよ」とことわった上で、自ら使用するスマートフォンの録音ボタンを押したところ、気勢を示したときの興奮が冷めやらぬ菅野大志町長は、録音を止めるよう求め、次いで、録音を止めた佐藤光康議員に対し、録音データを削除するよう求めた。さらに、菅野大志町長は、録音データを削除した佐藤光康議員に対し、執拗に、削除した録音データをさらに削除するよう求めた。よくわからなかった佐藤光康議員は何もしなかったため、菅野大志町長は、佐藤光康議員が使用するスマートフォンを取り上げ、自ら操作しようとした。この執拗さに、佐藤光康議員は恐怖を感じた。なお、菅野大志町長より、令和4年に開催された広報委員会の休憩中になされた西川町議員同士の会話内容を録音した録音データが提出された。菅野大志町長によれば、以前、佐藤光康議員からこの録音データをメール送信されたという。菅野大志町長は、佐藤光康議員は、録音データをみだりに他者に送信する者である。そのため、今回、菅野大志町長が佐藤光康議員に対し、録音データを削除するよう求めることに正当性がある、というために証拠を提出したと思われる。しかしながら、菅野大志町長から提出された録音データの入手経路は、佐藤光康議員から送信されたものではないと考えられる。すなわち、令和4年に開催された広報委員会の休憩中に佐藤光康議員が使用する携帯電話機を回覧していたところ、その場にいた誰かが携帯電話機の操作を誤り、菅野大志町長に電話がつながってしまったと考えられる。そして、菅野大志町長が使用する携帯電話機から、休憩中になされた西川町議員同士の会話内容が聞こえてきたと考えられる。この通話内容を菅野大志町長自身が録音したものであると考えられる。そのため、佐藤光康議員は録音データを他者に送信する者とはいえない。したがって、前記菅野大志町長の証言は、裏付けのあるものとはいえない。

イ、本委員会の判断。一般に、町長と町議会議員との関係性は上命下達の関係にはなく、前記行為をもって直ちにパワーハラスメントと断ずることはできない。しかしながら、当

委員会は､空き家問題について協議をしていたという咎められるべきではない協議に対し、威力を示してかかる協議を妨害し、更に、執拗に録音データを削除させようとする行為は脅迫的と考える。そのため、かかる菅野大志町長の行為は違法行為であると判断する。

（10）町民であるＪ証人に対する言動について。

ア、認定事実。菅野大志町長は西川町に生まれ育ち、高等学校を卒業するまで西川町に居住していた。菅野大志町長は、年末、西川町内に居住する職員の自宅及び西川町の区長の自宅などにあいさつ回りにいくことがあった。令和４年12月30日、菅野大志町長は、あいさつ回りしていたところ、同日、Ｊ証人の自宅に赴いた。2 名の職員が菅野大志町長に同行した。なお、Ｊ証人は認定農業者であって町職員ではなく、区長でもなかった。Ｊ証人の自宅にはＪ証人の子がいた。同行した職員２人のうち１名は車内に待機し、もう１名はＪ証人の自宅の玄関付近にいた。菅野大志町長はＪ証人の玄関先でＪ証人と話をした。話の内容は、菅野大志町長によれば、Ｊ証人が事実と異なる話をしていた件についてであるという。Ｊ証人及び玄関先にいた職員によれば、話の内容は、Ｊ 証人が、菅野大志町長が卒業後の進路に関わる噂をしている件についてであるという。また、Ｊ証人によれば、菅野大志町長は「なんで20年も30年も前のことをヘラヘラ言っているんだ！」「（菅野大志町長自身のＹシャツの左胸をさしながら）お前の喋っていたことはここに録音ある！」などと、語勢強く申し向けてきたという。Ｊ証人宅にいたＪ証人の子は、菅野大志町長の話を聞き、メモに残していたという。なお、菅野大志町長の証言によれば、あると言ったはずの録音データはないとのことであった。更に、Ｊ証人によれば、菅野大志町長は、Ｊ証人が申請した補助金を受給できないように、Ｊ証人が申請した補助金の申請書にハンコを捺印しない旨、申し向けられたという。なお、玄関先にいた職員によれば補助金についての話を聞いた記憶はなく、かつ、西川町には、令和４年度及び令和５年度の２年間にわたり、Ｊ証人が補助金を本申請した記録は見当たらなかった。Ｌ証人は、令和４年12月30日午後４時ごろ、Ｊ証人から電話があったという。電話をかけてきたＪ証人は、取り乱しながら「町長来た」「町長と職員とが玄関に来た」「別の職員は外で待っていた」「町長が、人権侵害的なことを言ってきた」などと話をしたという。

イ、本委員会の判断。Ｊ証人は認定農業者であるため、就労環境が害される立場にはなく、菅野大志町長の話がパワーハラスメントに該当することはない。しかしながら、西川町内の一町民にとって、町長は「まちの一番偉い人」であり、様々な権限を有することか

ら、菅野大志町長はＪ証人に対し、優越的な立場に準じる関係性があると考えられる。菅野大志町長は、Ｊ証人に対し、菅野大志町長自身が卒業後の進路についての情報をＪ証人が噂していたと聞いたことから、Ｊ証人を詰問するために、年末のあいさつ回りとは関係しないＪ証人の自宅を訪れたと考えられる。およそ町長は公人であるため、町長自身の学歴・職歴等は公の情報と位置付けられる。そのため、菅野大志町長自身の学歴・職歴等を噂すること自体は何ら問題がない。当委員会は噂の内容がどのようなものであり、また、その噂の内容の真実性を判断する立場にないが、当委員会は、菅野大志町長が、何の予告もなく一町民の自宅を訪れ、語気強く一町民を叱責する行為は不適切なものと考える。また、令和４年度、Ｊ証人は補助金を本申請していないため、菅野大志町長が、Ｊ証人が申請した補助金についてＪ証人に前記発言をしたか否かを判断することは容易ではないが、この点も含め、令和４年12月30日、菅野大志町長がＪ証人に対してした発言について、当委員会は、菅野大志町長によるハラスメント類似の行為と判断する。

（11）町民であるＬ証人に対する言動について。

ア、認定事実。Ｌ証人は、西川町内において事業を営む事業者である。かかる事業は飲食店ではない。Ｌ証人はＪ証人と関係性がある。令和５年１月ごろ、体育協会の表彰式があり、多数の関係者が参加していた。それらの参加者の中に菅野大志町長及びＬ証人もいた。Ｌ証人が参加している姿をみかけた菅野大志町長は、交流センターあいべの事務室にＬ証人を呼んだ。同事務室の中で、菅野大志町長は、Ｌ証人に対し、Ｊ証人が菅野大志町長の噂話をしていることを伝えた。この噂話は前記(10)において認定したものと同一の内容である。その上で、菅野大志町長は、Ｌ証人に対し、西川町内において流通する商品券を利用できる店舗について話し始めた。菅野大志町長によれば、過去に飲食店に限定した商品券を発行していたことがあると話したという。Ｌ証人によれば、菅野大志町長は、第三者から「商品券の利用店舗の中からＬ証人が営んでいる事業所を外すべきと話していた」と聞いたという。Ｌ証人は、この話を聞いて、菅野大志町長が自らの意向を第三者の話に仮託したと感じた。これらの発言について、菅野大志町長は、証人尋問の場において、報復的な意思はなかったと証言している。

イ、本委員会の判断。西川町内の一町民にとって、町長は「まちの一番偉い人」であり、様々な権限を有することから、菅野大志町長はＬ証人に対し、優越的な立場に準じる関係性があると考えられる。菅野大志町長がＬ証人に話した内容は、それぞれの証言が完全に

一致していないものの、商品券の利用店舗であったＬ証人が営む事業の事業所が、今後、商品券の利用店舗から外れるおそれを示唆した、という点において一致している。そして、かかるおそれが生じる理由は、Ｌ証人と関係性があるＪ証人が噂話をしたという点にしか見出すことができず、そうであるならば、菅野大志町長が商品券の利用店舗を制限する権限があることもあわせれば、菅野大志町長の発言は事業を営むＬ証人に対する害悪の告知と当委員会は判断する。

（12）町民であるＫ証人に対する言動について。

ア、認定事実。菅野大志町長が当選した西川町長選挙の際、Ｋ証人は、菅野大志町長ではなく、その他の立候補者を支援していた。令和５年１月 31 日、Ｋ証人の子は菅野大志町長が送信した電子メールを受信した。何の前触れもない。Ｋ証人によれば、電子メールに記載された内容は、Ｋ証人に関する苦情が西川町に複数届いているというものであったという。具体的な苦情の内容は明らかではない。なぜ一町民であるＫ証人の苦情が西川町に寄せられるのか、Ｋ証人には心当たりがなかった。しかしながら、苦情が寄せられているといった内容の電子メールを、直接町長から受信することのもつ意味は重い。そのため、同日の夜、Ｋ証人は、Ｋ証人の妻子から責められたという。同日の夜、Ｋ証人は眠れぬ夜を過ごしたという。その翌日となる令和５年２月１日、西川町役場が開庁する時間となる午前８時 30 分ごろ、Ｋ証人は、西川町役場総務課に、Ｋ証人に対する苦情の有無及びその内容を確認した。同課は、Ｋ証人に関する苦情はないと回答した。令和５年２月２日午前８時 15 分ごろ、Ｋ証人は、偶然、登庁途中の菅野大志町長と顔を合わせた。Ｋ証人によれば、このとき、Ｋ証人の顔をみた菅野大志町長の表情が急に険しくなりはじめたという。そして、菅野大志町長は、「Ｋ証人の苦情が多いため西川町役場の職員が困っている」とＫ証人を叱責したという。Ｋ証人が菅野大志町長に、「苦情なんてないでしょう」という旨申し向けると、菅野大志町長は何も言わなくなったという。

イ、本委員会の判断。西川町内の一町民にとって、町長は「まちの一番偉い人」であり、様々な権限を有することから、菅野大志町長はＫ証人に対し、優越的な立場に準じる関係性があり、Ｋ証人の妻子も「まちの一番偉い人」と菅野大志町長を見ていると考えられる。そのような立場にある菅野大志町長が、Ｋ証人の子に対し、Ｋ証人を非難する内容の電子メールを送信すれば、その真偽はともかく、Ｋ証人の妻子はＫ証人が不適切な行為をしたと認識する。無用な猜疑心をＫ証人の妻子に生じさせたおそれがある。その上でＫ証人の

妻子がK証人を責めるのも自然である。さらに菅野大志町長は事実とは思われない苦情の存在をもとにK証人を叱責したことは不当といえよう。当委員会は、これらの行為を不適切な行為であったと判断する。

（13）町民であるＥ証人に対する言動について。

ア、認定事実。Ｅ証人は、西川町内において宿泊業を営んでいる。いわゆる新型コロナウィルス禍の影響を受けていた。令和５年１月ごろ、Ｅ証人は、取引のある金融機関から融資をうけようとしていた。また、町から支給される補助金を受給して、旅館の内装工事をしようとしていた。かかる補助金はＥ証人１名だけでは申請できず、５名が集まってはじめて申請できるものであった。令和５年１月 16 日ごろ、Ｅ証人は西川町役場の庁舎に赴いた。同日午後５時ごろ、Ｅ証人は当時の総務課長補佐と話をし、用が済んだので西川町役場の階段を下りていたところ、菅野大志町長から呼び止められた。Ｅ証人の証言によれば、Ｅ証人は、その際、菅野大志町長から、「役場に、Ｅ証人についての苦情が５件届いている。録音している人がいる」「補助金をもらえないようにする」「私は金融庁出身だから裏から手をまわして融資を止めてやる。融資を止められたら困るでしょう。次やったら間違いなく止めるから覚えておけ。」などと言われた。Ｅ証人が苦情の内容を聞かせてくれと菅野大志町長に問うたところ、菅野大志町長は、「守秘義務があるから話せない。（胸をたたきながら）私の胸の中にある」「私が 66％（菅野大志町長が当選した際に得た票の得票率と考えられる）の男だからすぐ情報が入る。」「苦情対応のための職員の手が取られていたので損害が発生している。あなたに損害賠償を求めたい」などと話したという。Ｅ証人は身に覚えがなかったので西川町総務課に確認しに行ったところ、菅野大志町長が話したような事実はないとのことであった。菅野大志町長は、Ｅ証人にかかる苦情が西川町役場に寄せられたことがあり、そのことについて話したという。一方、菅野大志町長は、Ｅ証人に対して、補助金をもらえなくするようにするといった内容、融資を止めるといった内容を話したことはないと証言している。Ｅ証人の証言によれば、Ｅ証人は、融資が止められて補助金がもらえなくなることについて恐怖を感じたという。なお、融資は通常通り行われ、補助金申請手続も滞りなく行われた。

イ、本委員会の判断。Ｅ証人は公開の場における証人尋問に出席し、証言をした。西川町内の一町民にとって、町長は「まちの一番偉い人」であり、様々な権限を有することから、菅野大志町長はＥ証人に対し、優越的な立場に準じる関係性があるといえる。ここで、

菅野大志町長は、Ｅ証人に対して、前記のような発言をした可能性があるところ、仮にそのような可能性が現実のものであれば、Ｅ証人が自ら営む宿泊業の経営に関する経済的な不安を覚えたことは自然といえ、不適切な行為であった可能性があると判断する。

8、当委員会からの提言。

7 項において述べたように、菅野大志町長は、多くの町職員に対し、明確にパワーハラスメントと判断できるような行為を行っている。また、菅野大志町長は、西川町議会議員及び西川町民にも、名誉毀損などの違法行為、不適切な行為などを多数回行っている。また、当委員会が実施したハラスメント調査アンケートに対して、町職員 110 名、町会計年度職員 71 名、退職した町職員 24 名を合計した 205 名からの回答をいただいた。アンケートの回答の中には、菅野大志町長からの指示どおりの業務を行っても、指示を出した菅野大志町長が指示内容を忘れていたため、やり直しを要求されたという者、休日に業務命令ではない任意のボランティア活動を求められ、拒否すると嫌味を言われたという者、菅野大志町長によるハラスメントの疑いが表面化した後に態度が変わったという者、きついものの言い方を繰り返すという者、「これは私の仕事じゃない、と言わない」との文字が背中側に印字されたポロシャツを着用させられているという者、その他、菅野大志町長からハラスメントをうけたという意見が 33 件寄せられた。そして、職場環境の改善を求める意見も多数寄せられた。パワーハラスメントを受けた被害者の中には、退職した者、病気療養に専念する者、西川町を離れた者などがいる。これらの者は、それぞれが西川町に関われなくなっている。一般に、パワーハラスメント及び違法行為を繰り返す者の中には一時的な感情に左右される者もみられる。アンガーマネジメントなどによって対処できよう。しかしながら、職員のワークライフバランスを軽視すると思われる行為、自身への批判的意見に対する報復と思われる行為、西川町議会からの追及をかわすための保身と思われる行為など、菅野大志町長がこれらの行為を行った理由はさまざまであるが、これらの行為を行った菅野大志町長は感情だけに左右されたとはいえない。また、これらの調査をした結果、菅野大志町長が事実と異なる言葉を発することも散見された。西川町議会において、ハラスメント相談を受けていないはずであるのに相談を受けたと答弁するように、菅野大志町長の職務にも影響していると考えられる。これらの行為を行う原因は菅野大志町長個人の資質に求めざるをえない。そして、菅野大志町長の資質に起因する各行為が、西川町の職員及び町民にもたらした被害は甚大であって看過することはできない。菅野大志町長

は自らの証人尋問の場において、一部反省の弁を述べる。しかしながら、当委員会は、まず、菅野大志町長が事実を認めていない事項については事実を認めて自省することを求める。そして、菅野大志町長が職務を継続する意向を有しているのであれば、菅野大志町長が自省し、反省の弁を述べるだけでは不足すると考えざるを得ない。

9、調査経費。ア、議決額30万円以内（令和7年4月25日議決)。イ、補正後額30万円（令和7年6月13日議決)。ウ、補正後額228万5千円（令和7年9月18日議決)。エ、補正後額450万4千円（令和7年12月9日議決)。オ、実績（令和8年2月27日現在)。節。内容。金額。8節、旅費。証人等費用弁償。4,126円。10節、需用費。消耗品、印刷製本費。13,966円。11節、務費。郵便料、切手代。42,950円。12節、委託料。法的助言者業務委託料、記録反訳委託料。2,283,779円。13節、使用料及び賃借料。駐車料金。200円。合計。2,345,041円。

10、その他。

（1)令和7年11月25日、飯野幹夫委員が辞任した。（2）令和8年1月8日、古澤俊一委員が死亡退職した。（3）調査を行った結果、西川町の課長級職員、課長補佐級職員、その他の職員がそれぞれ主体となって西川町職員に対してパワーハラスメントを行っている疑いが生じた。その数は11件であることを付記する。（4）西川町は、いままで、退職者に対し守秘義務を守るべき内容の誓約書へ署名押印を求めたことはなかった。しかしながら、令和7年3月31日、西川町は、退職者に対し、守秘義務を守るべき内容の誓約書に署名押印を求めるようになった。令和7年3月ころは、西川町長が町職員及び元職員にハラスメントをした疑いが強くなっていたため、退職する町職員がハラスメントを受けたと言えないようにする目的があったと推測できる。この誓約書を作ろうと考えた者が誰かという質問に対し、菅野大志町長は町職員と証言し、指示を受けた証人は菅野大志町長と証言している。両証人の証言が食い違っているため、付記する。

以上、委員長報告といたします。

○菅野議長　ただ今の委員長報告に質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認め、討論を省略し採決します。採決は起立で行います。賛成の議員の起立を求めます。

○菅野議長　全員起立です。

よって委員長報告は可決されました。

◎閉議・閉会の宣告

○菅野議長　以上で、本日の臨時会に付議された事件は、全て終了しました。

会議を閉じ、令和８年西川町議会第２回臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

〔閉会時刻　午前１１時１９分〕

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署 名 議 員

署 名 議 員